

不妊治療等 交通費助成事業のご案内



不妊治療を受けた方の経済的な負担を軽減するため、保険適用の不妊治療等（一般不妊治療、生殖補助医療、男性不妊治療、不育治療）を受けた方の通院にかかる交通費の一部助成を実施しています。
なお、必ず申請が必要です。

令和8年
4月より
開始

《助成対象者》

阿久根市に住所があり、不妊治療等費助成金交付要綱により、令和8年4月1日以降に不妊治療等費助成金の交付決定を受けられた方（※市税の滞納がないことを条件とします。）

《助成金額》

不妊治療の交通費助成は、不妊治療等のため不妊治療等実施施設までにかかった移動費用のうち、通院10回を限度とした助成対象経費の8/10が助成となります。
※助成申請金額のうち、国や県等の機関より補助金を受けている場合は、助成額より控除させていただきます。
また、タクシー以外の移動手段については、阿久根市職員等の旅費に関する条例に基づき算出させていただきます。

《申請に必要なもの》

- 阿久根市不妊治療等交通費助成金交付申請書兼請求書
- 不妊治療等の受診日が確認できる領収書又は支払証明書
- 交通費に係る領収書又は利用証明書（タクシーのみ）
- 振込口座の通帳の写し

《申請書の提出期限》

1回の治療終了ごとに治療終了後1年以内となります。

＼詳細はこちら／

お問合せ先（申請先）

阿久根市役所 こども保健課こども家庭係

☎ 0996-79-3039（直通）

